

地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程 新旧対照表 (案)

| 新 | 旧 | 改正理由等 |
|---|---|---|
| <p>(予算執行の専決) 第16条 (略) <u>2 前項各号に掲げる者が事故等のため職務を行うことができないときは、あらかじめ理事長が指定した職員がその事務を代決する。</u></p> | <p>(予算執行の専決) 第16条 (略) (新設)</p> | <p>・予算執行の専決権者が職務を行うことができないときの代決について、規定を追加する。</p> |
| <p>(金銭及び有価証券の定義) 第19条 (略) 2 この規程において「有価証券」とは、国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他地独法施行規則第5条で定める有価証券をいう。</p> | <p>(金銭及び有価証券の定義) 第19条 (略) 2 この規程において「有価証券」とは、国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他地独法施行規則第2条で定める有価証券をいう。</p> | <p>・条ずれの修正</p> |
| <p>(収納等の事務の専決) 第23条 (略) <u>2 前項に掲げる者が事故等のため職務を行うことができないときは、あらかじめ理事長が指定した職員がその事務を代決する。</u></p> | <p>(収納等の事務の専決) 第23条 (略) (新設)</p> | <p>・収納等事務の専決権者が職務を行うことができないときの代決について、規定を追加する。</p> |
| <p>(固定資産の価額) 第35条 (略) (1)～(3) (略) (4) 地方公共団体から現物出資を受けるもの 地独法第6条第5項の規定により地方公共団体が</p> | <p>(固定資産の価額) 第35条 (1)～(3) (略) (4) 地方公共団体から現物出資を受けるもの 地独法第6条第4項の規定により地方公共団体が</p> | <p>・条ずれの修正</p> |

| 新 | 旧 | 改正理由等 |
|--|--|-------------------------------|
| <p>評価した価額</p> <p>2 (略)</p> <p>(資本の区分)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 資本金は、地独法第6条に規定する地方公共団 体出資金並びに同法第66条の2及び第87条に規定す る設立団体出資金とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(セグメント情報の開示)</p> <p>第55条 地方独立行政法人会計基準第41に定めるセ グメント情報のうち収益及び費用に関する事項の 開示については、第5条に規定する経理単位の区分 により行うものとし、記載する金額は、本部に係る 収益及び費用のうち病院の収益及び費用として直 接関わる額を病院に配分した後の金額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> | <p>評価した価額</p> <p>2 (略)</p> <p>(資本の区分)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 資本金は、地独法第6条に規定する地方公共団 体出資金並びに同法第67条及び第87条に規定する設立 団体出資金とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(セグメント情報の開示)</p> <p>第55条 地方独立行政法人会計基準第40に定めるセグ メント情報のうち収益及び費用に関する事項の開示 については、第5条に規定する経理単位の区分によ り行うものとし、記載する金額は、本部に係る収益 及び費用のうち病院の収益及び費用として直接関わ る額を病院に配分した後の金額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>・条ずれの修正</p> <p>・条ずれの修正</p> |